○国土交通省告示第八百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から一級河川表川合流点までの区間の寺谷の中心線から左右各岸十二メートルまでの土地の区域（平成十五年国土交通省告示第九百八十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び昭和三十六年建設省告示第二千五百四十一号で指定した表川に掲げる土地の区域を除く。）

岐阜県揖斐郡揖斐川町春日美束字寺谷

一四一一番二　一号

一四一三番一　二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上ノ平洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県瑞浪市小田町字上之平

一六六六番一　一号及び二号

一六七〇番一　三号

一六七二番二　四号

一六七四番一　五号

一六六五番　六号

岐阜県瑞浪市西小田町四丁目

六一番　七号

○国土交通省告示第八百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

麻ヶ谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県古賀市菜王寺

字堂園　五一八番一　一号

五一六番一　二号

五四〇番　三号

五四三番　四号

字麻ヶ谷　五一三番一　五号

五〇四番　六号及び七号

四七五番　九号

字牛越　四六五番四　八号

四五三番一　十号及び十一号

字山ノ内　三九五番　十二号

○国土交通省告示第八百三十五号

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（奈良市域交通圏、広島交通圏及び大分市）

事案（事案番号平二十七第五〇〇六号、平二十七第五〇〇七号及び平二十七第五〇〇八号）については、平成二十七年六月二十三日付け国運審第二十二号、同第二十三号及び同第二十四号により、運輸審議会から、指定することは適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十七年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

○気象庁告示第九号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第四十六条の規定に基づき、気象庁気象衛星無線通報規則（昭和六十年気象庁告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月七日から適用する。ただし、同日十一時前に行う通報については、なお従前の例による。

平成二十七年七月二日

気象庁長官　西出　則武

第一条中「無線による放送」を「無線通信による発表」に改める。

第二条を削る。

第三条中「別表のとおりとし、これらの使用時間は、終日とする」を「気象庁観測部に備え置くほか、インターネット・ホームページを利用して閲覧に供する」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

別表を削る。

○関東地方整備局告示第二百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　高崎都市計画道路事業三・五・八十一号笛木通り線

三　事業施行期間　自平成二十七年七月二日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県高崎市新町字町並、字大天白、字町北及び字神流川地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

議案送付

六月三十日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案

議案通知

六月三十日次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平外三名提出）

質問書提出

六月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＴＰＰ交渉の情報開示に関する質問主意書（仲里利信提出）

答弁書受領

六月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柚木道義提出塩崎厚生労働大臣の「病院前の景色を変える」発言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ビザなし交流中止についての政府答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出難民の受け入れ等に係る政府の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出生活保護の住宅扶助に関して旧基準を適用することに関する質問に対する答弁書

衆議院議員高橋千鶴子提出労災補償行政に係る労災認定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る地方自治体向け非公開説明会に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出イラク派遣自衛隊員の自殺率の算出及び比較等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出東シナ海の領海防衛に対する政府の考え方に関する質問に対する答弁書

辞令

（警務部調整課長）衆議院参事　石岡　茂

国会職員法第十五条の三の規定による期限の到来により平成二十七年六月三十日限り退職

（決算行政監視調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　加藤　義明

願により本職を免ずる（以上六月三十日）

参議院

議事日程

七月一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十号

平成二十七年七月一日（水曜日）

午前十時開議

第一　平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

第二　平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

第三　平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（衆議院送付）